

# 磐梯朝日国立公園内（会津地方振興局管内）における

## 許可・届出が必要となる行為について

### 1 特別地域内で許可が必要となる主な行為（自然公園法第20条）

- ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- ② 木竹を伐採すること。
- ③ 鉱物を採取し、又は土石を採取すること。（環境大臣権限）
- ④ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。（環境大臣権限）
- ⑤ 鎌沼、五色沼湖沼群及びその周辺1kmの区域内において、当該湖沼等又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- ⑥ 広告物等を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- ⑦ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- ⑧ 水面を埋め立て、又は干拓すること。（環境大臣権限）
- ⑨ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- ⑩ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- ⑪ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- ⑫ 雄国沼及びその周辺で環境大臣が指定する区域内へ指定する期間に立ち入ること。
- ⑬ 浄土平及びその周辺で環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

### 2 普通地域内で届出が必要となる主な行為（自然公園法第33条）

(1) 上記1の内、④、⑥及び⑧の行為（※1）

(2) 次の項目に記載した規模を超える工作物等の新築、改築、増築

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| ① 建築物           | 高さ13m又は延べ面積1000㎡         |
| ② 送水管           | 長さ70m                    |
| ③ 鉄塔            | 高さ30m                    |
| ④ 船舶の係留施設       | 長さ50m                    |
| ⑤ ダム            | 高さ20m                    |
| ⑥ 鋼索鉄道          | 延長70m                    |
| ⑦ 索道            | 傾斜亘長600m又は起点と終点の高低差200m  |
| ⑧ 別荘地の用に供する道路   | 復員2m                     |
| ⑨ 遊戯施設（建築物を除く。） | 高さ13m又は水平投影面積1000㎡       |
| ⑩ 太陽光発電施設       | 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1000㎡ |

(3) 次による行為

- ① 鉱物を採取し、又は土石を採取すること。（福島県 自然保護課権限）※2
- ② 土地の形状を変更すること。※3

※1 『地表から1m以下の高さで、広告物等（表示面の面積が1㎡以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が5㎡以下の場合に限る。）』場合は、届出不要

※2 『面積が200㎡を超えず、かつ、高さが5mを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの』は、届出不要

※3 1000㎡を超えるものは、福島県 自然保護課権限。1000㎡以下は、振興局権限。